

## 平成31年（2019年）10月1日以後適用する消費税率等

区 分	適用開始日	現 行	平成31年（2019年）10月1日	
			標 準 税 率	軽 減 税 率
消 費 税 率		6.3%	7.8%	6.24%
地 方 消 費 税 率		1.7% (消費税額の 17/63)	2.2% (消費税額の 22/78)	1.76% (消費税額の 22/78)
合 計		8.0%	10.0%	8.0%

### 平成31年（2019年）10月1日前後の消費税率等の適用について

31年施行日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等に係る消費税及び地方消費税については、経過措置が適用されるものを除き、10%（軽減対象資産の譲渡等については、8%）の税率（以下「新税率」といいます。）が適用され、平成26年4月1日から31年施行日の前日（平成31年（2019年）9月30日）までの間に国内において事業者が行った資産の譲渡等に係る消費税及び地方消費税については、旧税率（8%）が適用されることとなります。

(注) 31年施行日の前日までに締結した契約に基づき行われる資産の譲渡等であっても、31年施行日以後に行われるものは、経過措置が適用されるものを除き、当該資産の譲渡等について、新税率が適用されることとなります。

## 売り手と買い手で計上基準が異なる場合の適用税率

- 出荷基準により売上げを計上している事業者と検収基準により仕入れを計上している事業者との取引において、出荷日が施行日前で、検収日が施行日以後の場合における消費税の取扱いを教えてください。

例えば、商品の出荷が平成31年9月30日で納品日が平成31年10月1日の取引で、売手側が8%で請求した場合には、買手側は10%で仕入税額控除できるのでしょうか。

### 【答】

請求書等でその取引に係る消費税率が明らかな場合には、買手側はその税率により仕入控除税額の計算を行うこととなるので、旧税率（8%）を適用することとなります。

仕入税額控除は、税の累積が生ずることがないようにするために設けられた制度であるため、前段階（仕入れ）の取引で課された消費税額は、原則としてそのままの金額を基礎として仕入税額控除されることが前提となっています。

### 【税込価額で請求されていて、適用された消費税率が明らかでない場合】

- ① 相手方に確認する。
- ② ①の確認が困難な場合は、自己の会計処理により算出した仕入税額を基礎として仕入税額控除する。